

■枚方市 サービス付き高齢者向け住宅事業の登録申請等書類チェックリスト

【電子申請の場合】

市ホームページ(URL、QR参照)に掲載のフォームから、以下の書類を添付して申請してください。

下表①②③▶「サービス付き高齢者向け住宅事業登録手続き」…<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000000326.html>

下表④▶「サービス付き高齢者向け住宅事業登録後の手続き」…<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000000319.html>

▼登録手続き
(下表①②③)



▼登録後の手続き
(下表④)



【紙面で提出する場合】

以下の書類を3部(正本2部、副本1部)、住宅まちづくり課へ提出して下さい。

(正本①:住宅まちづくり課、正本②:福祉指導監査課、副本:申請者返却用)

※提出を郵送で行う場合は、副本の返信用封筒(切手貼付)を、同封してください。

★ご注意ください★

更新申請の際、変更項目がある場合は、事前に変更届を提出してください。
(変更処理ができていなければ、更新登録はできません)

◎ 必要 / ○ 該当がある場合必要 / ★ 省略可(省略する場合は、システムの申請書で省略する書類を明記してください)

チェック	No.	項 目	① 用途判断	② 事前協議	③ 登録申請	④ 更新申請	備考
☐	1	主要用途判断依頼書	◎	—	—	—	要綱関係様式第1号
☐	2	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る事前協議書	—	◎	—	—	要綱関係様式第2号
☐	3	サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書 (登録システム入力・印刷したもの) ・別紙 及び 別添1～4	◎	◎	◎	◎	省令別記様式第1号
☐	4	各階平面図	◎	◎	◎	★	・縮尺: 1/100 又は 1/200 ・方位、室用途、入居者専用部分と共同利用部分を色分けして記載
☐	5	各居住部分の平面詳細図・求積図及び求積表	◎	◎	◎	★	タイプ別・設備概要(緊急通報装置を含む)・加齢対応構造等の内容、寸法を表示すること
☐	6	共用部分(居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分)の求積図及び求積表	○	○	○	★	各居住部分の床面積が25㎡未満の場合、必要
☐	7	加齢対応構造等のチェックリスト	◎	◎	◎	★	市規則関係様式第1号
☐	8	サービス付き高齢者向け住宅の入居契約の登録基準適合性に関するチェックリスト	—	◎	◎	★	市規則関係様式第2号
☐	9	建築確認申請書(第4面)の写し	—	○	○	—	
☐	10	新築の場合 建築確認済証の写し	—	○	◎	—	
☐	11	検査済証の写し	—	—	—	◎※	※2回目以降の更新時は不要
☐	12	既存建築物の場合 検査済証の写し	—	○	◎	—	
☐	13	昭和56年改正の建築基準法施行令第3章に規定する構造強度の基準に適合することを証する書類	—	○	○	★	旧耐震建築物(昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた建築物)の場合のみ
☐	14	・入居者と締結する契約書の約款 ・登録事項等についての説明書(※) (居住部分・状況把握及び生活相談サービス)	—	◎	◎	★	※有料老人ホーム(老人福祉法第29条)に該当する場合は省略可
☐	15	入居者と締結する契約書の約款・登録事項等についての説明書 (その他のサービスを提供する場合)	—	○	○	★	上記13と重複する場合は省略可
☐	16	有料老人ホーム 重要事項説明書	—	○	○	★	有料老人ホームに該当しない場合は不要 (様式は福祉指導監査課のホームページよりダウンロード可能)
☐	17	賃貸借契約書(土地・建物)の写し	—	○	○	★	申請者が賃貸借する場合のみ
☐	18	委託契約書	—	○	○	★	管理・サービスを委託する場合のみ
☐	19	事業を行う者との連携及び協力することが確認できる書類	—	○	○	★	
☐	20	大阪府警本部長に照会することについての同意書及び別添(名簿)	—	◎	○ ※	★	市規則様式第3号 ※ 事前協議時から照会対象者が変更される場合必要
☐	21	・銀行等の保証契約書等 ・前払い金の積算根拠資料	—	○	○	★	前払い金を徴収する場合のみ
☐	22	住宅の入居募集に関するパンフレット等	—	○	○	★	
☐	23	自律型サービス付き高齢者向け住宅 チェックリスト	—	—	○	★	自律型サービス付き高齢者向け住宅として登録する住戸がある場合のみ
☐	24	併設施設地域開放型サービス付き高齢者向け住宅 チェックリスト	—	—	○	★	併設施設地域開放型サービス付き高齢者向け住宅として登録する住戸がある場合のみ
☐	25	その他、市長が必要と認める書類	○	○	○	○	